

山口市制度融資一覧

1. 長期資金

令和6年3月15日更新

融資の種類	資金用途	融資限度額	返済期間	融資対象・条件など	利率	保証利率	保証料補助	連帯保証人・担保	その他
中小企業事業資金	運転資金	750万円	5年以内 (6ヶ月以内)	1. 市内に主たる事業所を有し、引き続き同一事業を1年以上営んでいるもの 2. 融資審査会において、事業計画が適正であり、貸付金の返済能力が認められるもの 3. 市税等すべて完納しているもの 4. 信用保証協会の保証対象業種を営むもの	1.8%	(注1) 0.19%~ 0.8%	(注2) 保証額500万円以内、償還期間7年以内に限り保証料を補助します。	連帯保証人は原則として、法人代表者以外は不要。担保は原則として徴収しません(但し、特定設備は除きます。)	運転資金又は設備資金と特定設備資金を重複融資する場合は、1,500万円を超えることはできません。特定設備とは、土地・建物の取得、申込人所有建物の新增改築等をいいます。
	設備資金		7年以内 (6ヶ月以内)						
	特定設備資金	1,200万円	12年以内 (12ヶ月以内)						
中小企業経営環境改善対策資金	運転資金	2,000万円	10年以内 (24ヶ月以内)	1. 市内に主たる事業所を有し、引き続き同一事業を1年以上営んでいるもの 2. 経営改善計画が適正であり、概ね今後3年以内に業績の回復が見込まれ、貸付金の返済能力が認められるもの 3. 市税等すべて完納しているもの 4. 中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく特定中小企業者として市長の認定を受けたもの(セーフティネット保証1号~8号の認定を受けたもの)	1.3%	0.8% セーフティネット保証1~4・6号(責任共有外)及び危機関連保証	(注2) 借受人が支払った保証料の全額を補助します。	連帯保証人は原則として、法人代表者以外は不要。担保は原則として徴収しません。	運転資金と設備資金を重複融資する場合は、2,000万円を超えることはできない。
	設備資金								
中心市街地活性化対策資金 大内文化特定地域活性化対策資金 湯田温泉地域活性化対策資金	運転資金	1,000万円	5年以内 (6ヶ月以内)	1. 山口市中心市街地活性化基本計画に基づく中心市街地又は大内文化特定地域、山口・小郡都市核づくりマスタープランに基づく山口都市核エリア湯田温泉ゾーンに事業所において、事業所を有し、又は当該中小小売業者等の作成する事業計画書、事業活動に関連する物件の売買契約書等により、概ね1年以内に事業所を有することが融資審査会において認められ、かつ、同一事業を1年以上営んでいるもの 2. 融資審査会において、事業計画が適正であり、貸付金の返済能力が認められるもの 3. 市税等すべて完納しているもの 4. 信用保証協会の保証対象業種を営むもの	1.8%	(注1) 0.19%~ 0.8%	(注2) 借受人が支払った保証料の2分の1を補助します。	連帯保証人は原則として、法人代表者以外は不要。担保は必要に応じて徴収します。	運転資金と設備資金を重複融資する場合は、2,500万円を超えることはできない。
	設備資金	2,000万円	15年以内 (12ヶ月以内)						
起業化支援対策資金	運転資金	1,000万円	10年以内 (12ヶ月以内)	1. 市内に住所を有し、市内において新たに事業を開始しようとする中小企業者で、当該中小企業者が作成する事業計画書等(山口商工会議所、山口県央商工会及び徳地商工会の指導を受けていること)に基づき、今後の事業計画等が適切で、概ね1ヶ月以内に事業所を有し、事業を開始することが明らかであると融資審査会で認められるもの。又は、開業してから1年未満の中小企業者。 2. 融資審査会において、事業計画が適正であり、貸付金の返済能力が認められるもの 3. 市税等すべて完納しているもの 4. 信用保証協会の保証対象業種を営むもの	1.3% ★特定創業支援事業修了者は1.2%	(注1) 0.19%~ 0.8%	(注2) 1.借受人が支払った保証料の全額を補助します。 2.借受人が金融機関に対して支払った利子について、返済開始から1年間に限り全額補助します。	連帯保証人は原則として、法人代表者以外は不要。担保は必要に応じて徴収します。	運転資金と設備資金を重複融資する場合も1,000万円を超えることはできません。
	設備資金								
IoT・AI等先端設備導入支援資金	設備資金	1,000万円	10年以内 (12ヶ月以内)	1. 市内に主たる事業所を有しているもの 2. 引き続き同一事業を1年以上営んでいるもの 3. 生産性向上や業務効率化を目的に、IoTやAIを活用したシステム(ソフトウェア・ハードウェア等)を導入するもの 4. 融資審査会において、事業計画及び資金計画が適切であり、貸付金の返済能力が認められるもの 5. 市税等の滞納がないもの 6. 信用保証協会の保証対象業務を営むもの	1.3%	(注1) 0.19%~ 0.8%	(注2) 借受人が支払った保証料の全額を補助します。	連帯保証人は原則として、法人代表者以外は不要。担保は必要に応じて徴収します。	

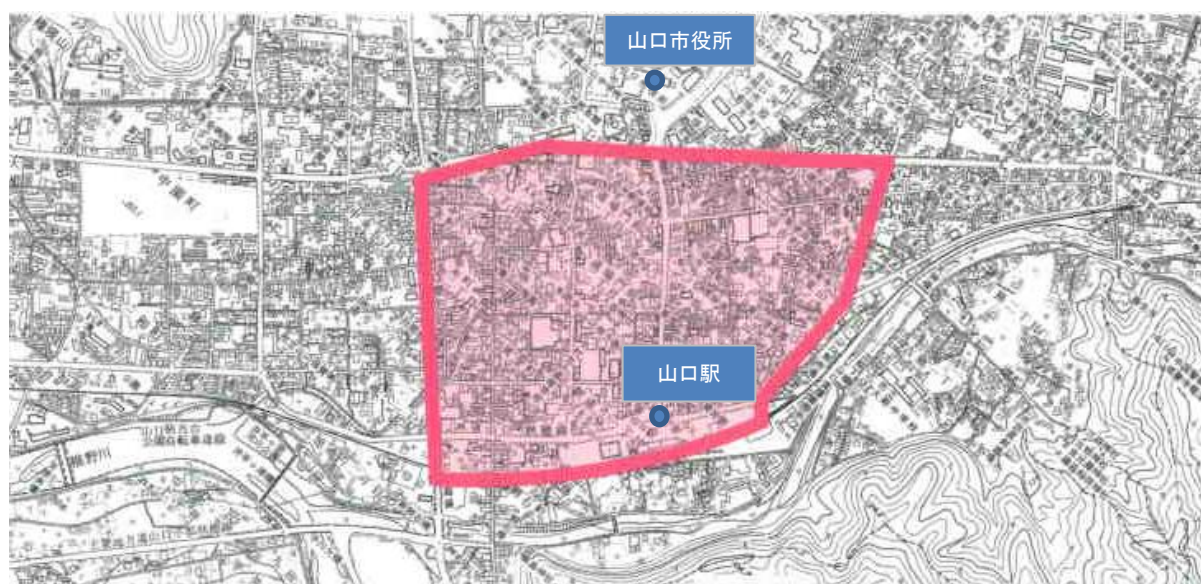
利率は変動することがございますので、その都度お問い合わせください。返済期間の()内は据置期間です。
 (注1)信用保証料率は山口市の補助により、山口県信用保証協会所定の率(0.45~1.9%)より軽減されています。
 (注2)国の事業者選択型経営者保証非提供制度を利用した場合の保証料上乗せ分は補助の対象外です。

融資の種類	資金用途	融資限度額	返済期間	融資対象・条件など	利率	返済方法	保証人・担保	期間
中小企業季節資金	夏場	500万円	6ヶ月以内	1. 市内に主たる事業所を有し、引き続き同一事業を1年以上営んでいるもの 2. 市税等すべて完納しているもの	1.8%	一括	金融機関所定の方法	4月1日 ～ 7月31日
	年末	500万円	6ヶ月以内					11月1日 ～ 3月31日

※1返済期間の据え置き期間

3. 参考資料

(1)山口市中心市街地区



(2)大内文化特定地域



(3)山口都市核湯田温泉ゾーン

